

静岡県食肉生活衛生同業組合設立の経緯

設立趣意書

公衆衛生の見地から国民生活にきわめて関係の深い環境衛生関係の営業について幾多の困難を克服して、漸く昭和33年6月3日法律第164号を以って環境衛生営業の運営の適正化に関する法律が公布されました。この法律によって食肉業界も直接、間接に保護されるものでありますが、その義務として付けられる条件を満たしていかなければなりません。

これによって、自主的に営業の内容（利潤を適正化し、生産者と消費者にサービスする）を調整し、業者の競争の行きすぎを防ぎ、環境衛生上に思わしくない状態が起らぬようにしようとする狙いが実現されるわけであります。

既に、全国では15の組合が認可され発足して居りますが、静岡県に於いても一日も早く結成し、業界一致してその発展を期したいと存じます。

何分にも法律第22条第2項に示される如く、本県の地区内において食鳥肉のみを扱う食肉販売業以外の食肉業を営むものの3分の2以上の同意を得ることが規定されて居りますので、この主旨にご協力くださいますと、どうか定款案を御検討の上是非ご加入あらんことを切にお願い申し上げます。

昭和33年10月吉日

静岡県食肉環境衛生同業組合
設立発起人代表 長島晋作

上記趣意書による組合設立と加入推進を県内同業営業者643名に通知し、組合設立同意書への記名捺印による届出が483名あり、法定数が確保されたため昭和33年11月9日、組合員本人出席120名、委任状出席325名、計445名の出席のもと、来賓に静岡県衛生部長、山田順策静岡市長のご臨席を賜り、組合創立総会を開催、昭和34年4月14日付で、厚生大臣の設立認可が下り、静岡県食肉環境衛生同業組合が誕生しました。

また、平成13年1月6日、「環境衛生営業の運営の適正化に関する法律」の一部改正に伴い、静岡県食肉生活衛生同業組合に名称が変更されました。

- 設立発起人 代表 長島晋作 他54名
- 組合員数 15支部 486名
- 初年度予算額 1,418,900円
- 役員数 理事42名、監事8名

